

# 2018 虐待防止推進キャンペーンのお知らせ

## 「防ごう、なくそう児童、高齢者、障がい者の虐待」

虐待は人としての尊厳を傷つける許されない卑劣な行為であり、大きな社会問題になっています。

足利むつみ会では、社会福祉施設を運営する立場から、地域における公益的取組みとして、虐待に対する正しい理解と虐待防止の大切さを、多くの方に広く知っていただくため、次のように虐待防止推進キャンペーンを行います。虐待のない社会に協力して取り組みましょう。

### <虐待防止推進キャンペーン啓発活動予定表>

実施日	実施場所	実施内容
平成30年7月13日(金) 午後5時30分～8時	ふくい保育園 (島田町805)	納涼花火大会において、来園者に啓発グッズ等の配布を行います。
平成30年8月3日(金) 午後6時～8時	足利むつみ会本部 (利保町49-4)	きたざと村の夏まつりににおいて、来場者に啓発グッズ等の配布を行います。
平成30年8月10日(金) ①午前11時 ②午前12時40分 ③午後2時20分 ④午後4時	キッズピアあしかが (朝倉町 ヨークタウン2階)	キッズピアあしかが前において、来場者等に啓発グッズ等の配布を行います。
平成30年10月21日(日)	特別養護老人ホーム青空 (島田町801)	秋まつりににおいて、啓発グッズ等の配布を行います。
平成30年10月26日(金) 午後7時～8時20分	御厨公民館 (百頭町2024-1)	虐待防止(人権擁護)映画会と啓発グッズ等の配布を行います。

#### <こんな行為が虐待です>

##### ◇◇◇児童・高齢者・障がい者に共通する虐待行為◇◇◇

- ①身体的虐待・・・ 殴る、蹴る、叩くなど身体に外傷が生じるおそれのある暴力や拘束すること
- ②ネグレクト・・・ 介護や養育を放棄、放任し、衰弱させるような減食、長時間の放置、ひどく不潔にするなど養護を著しく怠ること
- ③心理的虐待・・・ 著しい暴言や拒絶的な対応、不当な差別的言動などにより、著しい心理的外傷を与えること
- ④性的虐待・・・ わいせつな行為をすること、させること

##### ◇◇◇高齢者・障がい者に該当する虐待行為◇◇◇

- ⑤経済的虐待・・・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせないことや不当に財産を処分すること、不当に財産上の利益を得ること

#### <平成30年度足利むつみ会虐待防止啓発標語>

「守るのは あなたの勇気 その言葉」